



平成31.2.1
第41号
公益社団法人
三条法人会
三條市須頃1-20
三條商工会議所会館5F
TEL (0256) 35-6350
FAX (0256) 32-9335
URL
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>
発行責任者
総務広報委員長 長岡信治
(題字 宮原松雄)

もっと、いい会社であるために。



(写真提供 三條市経済部営業戦略室)

豊かな自然と歴史ロマンあふれる「吉ヶ平自然体感の郷」

吉ヶ平自然体感の郷は、四季折々の表情をみせるただ郷の大自然と司馬遼太郎の「峠」の舞台でもあり河井継之助の通った八十里越の歴史ロマンを体感できます。

吉ヶ平は携帯電話の通じないコールドスポットになっていることから、他のキャンプ場とは一味違ったキャンプが体験でき、キャンプ場広場の脇には平成30年度に「新潟県の名水」として選定された「城ノ腰の清水」と呼ばれる清水が湧き出ています。

また、「吉ヶ平フィッシングパーク」では自然の渓谷を生かした臨場感あふれる本格的なキャッチ&リリースのフライフィッシングなどが楽しめますし、吉ヶ平自然体感の郷周辺には雨生ヶ池、大池、番屋山、守門岳などがありトレッキングや登山も楽しむことができます。

ぜひ、ご家族やお友達同士でただ郷の大自然を満喫してください。
オープン期間:6月1日から11月15日まで(雪の状況でオープン期間に変更がある場合があります。)

三条法人会
消費税期限内納付
推進運動実施中

迎春 ~2019年頭ご挨拶~



新年のご挨拶

公益社団法人 三条法人会
会長 野崎 正明

新年を迎えるに当たりまして、謹んでご挨拶を申し上げます。会員の皆様には、健やかに新春をお迎えになったことと心よりお喜び申し上げます。常日頃は法人会活動にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして衷心より御礼を申し上げます。

三条法人会は、公益法人としての使命を達成する為、基本方針に則り、税を中心とした研修・啓発活動や地域社会への貢献活動などを展開してまいりました。

平成30年度も、税に関する研修・セミナー・講演をはじめ、小・中・高校生並びに大学生を対象にした租税教室、税に関する絵はがきコンクールなどを実施いたしました。

また、福祉施設へのタオルの寄贈など、社会貢献活動も実施してまいりました。何れの事業も、引き続き積極的に展開していく予定であります。

さて、昨年9月に2019年度税制改正に関する提言が決議されました。基本的な課題であります税と財政改革のあり方や、経済活性化と中小企業対策など、内容は私達中小企業を重視したものとなっております。11月に、三条市長をはじめ、三条市議会そして地元国会議員の皆様へ、この提言書をお届けいたしました。こうした提言が、立法や行政など関係各機関のもとで、確り反映されることを願っております。

今、日本経済は緩やかに拡大していると言われております。しかしながら、依然として地方を取り巻く環境は厳しく、デフレからの脱却や自立した力強い段階には至っておりません。

私達法人会は、税のオピニオンリーダーとして、また国や地域社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、今後も法人会活動をより積極的に展開し、引き続き企業の発展や地域社会に貢献できるよう取り組んでまいりたいと思っております。改めて、税務当局並びに税理士会様のより一層のご指導をお願いする次第であります。

結びに当たりまして、会員企業の益々のご発展とご健勝を祈念するとともに、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げ挨拶といたします。



新年のご挨拶

三条税務署長
宇佐田 一雄

年頭に当たり、謹んでご挨拶申し上げます。

公益社団法人三条法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、北海道胆振東部地震や豪雨災害など、大きな自然災害がある一方、平昌冬季五輪での日本選手の活躍やノーベル生理学・医学賞の受賞など、日本に元気をもたらす明るい話題もありました。

この間、皆様方には、会員相互の連帯・協調を図りながら、公益社団法人として、税務研修会や租税教室等の租税啓発活動並びに社会貢献活動などに意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。

このような充実した事業活動は、税務に携わる私どももいたしましても誠に心強い限りであり、野崎会長をはじめ役員の方々のご尽力並びに会員の皆様方のご活動に、改めて深く敬意を表する次第であります。今後とも、税務の良き理解者としてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、本年10月に消費税率10%への引上げと消費税の軽減税率制度が実施されることになり、納税者の皆様方が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告・納付ができますよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応に着手に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年も改まり、平成30年分の所得税等の確定申告が始まります。税務署では、自宅からICTを活用した申告の推進に取り組んでおり、より便利にe-Taxをご利用いただけるよう、具体的には本年1月より、ID・パスワードによるe-Tax送信が可能になるなど、その利便性の向上を図っております。会員企業役員等の皆様はもちろんのこと、社員・従業員の方にもご利用いただけるよう、周知等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が、公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 理事会の開催



平成30年11月21日(水)、三条市旭町「二洲楼会議室」において、理事会を開催しました。議題は、議決事項として、第1号議案「平成30年度会員数の状況と会員増強の推進について」の議案審議と報告事項として、平成30年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告について、平成30年度後期会議・事業予定について等、各種事業の実施状況の報告と資料説明を行いました。

第1号議案「平成30年度会員数の状況と会員増強の推進について」では、平成30年4月以降の退会と新規加入状況について、新規加入が9社、退会が19社、全体では10社の減となる旨の報告がおこなわれた。特に退会19社の内10社については、法人の解散、整理、倒産など法人組織そのものがなくなる又は事業縮小によるため等法人そのものがなくなるための退会理由となっている厳しい現状が報告された。これらの現状を受けて、大変厳しい状況であるが、引き続き、野崎会長のもと、法人会組織の基盤となる会員増強の推進について積極的に取り組んでいくことが確認された。

報告事項については、平成31年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告、第18回法人会ゴルフ大会収支決算報告、今後の事業予定等の状況説明が行われた。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他保険3社から、「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」の取り組み状況並びに今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受け、新規・見直しを含め加入実績を上げていくことが確認された。



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの 手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

～税制改正に関する提言書を市長・議長・地元国会議員へ提出～



平成31年度の税制改正に関する提言書を去る11月27日(火)、野崎会長と外山税制委員長、事務局で、國定勇人三条市長、阿部銀次郎三条市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に要望を行った。又、同日、菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね、相墨秘書に提言書を手渡し要望を行いました。



提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会会員に広くアンケート調査を実施、要望事項を県連単位で集約したものを、全法連税制委員会・理事会で最終的に取りまとめたものです。



～平成31年度税制改正スローガン～

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

平成31年度税制改正に関する提言(要望項目)

<基本的な課題>

I. 税・財政改革のあり方

- 1 財政健全化に向けて
- 2 社会保障制度に対する基本的な考え方
- 3 行政改革の徹底
- 4 消費税引き上げに伴う対応措置
- 5 マイナンバー制度について
- 6 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 1 法人実効税率について
- 2 中小企業の活性化に資する税制措置
- 3 事業承継税制の拡充

III. 地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

- 1 納税環境の整備
- 2 租税教育の充実

<税目別の具体的課題>

1 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (2) 公益法人課税のあり方の慎重な検討

2 所得税関係

- (1) 所得税のあり方(控除制度の拡大・見直し等)
- (2) 少子化対策(税制上の支援措置の検討)

3 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の負担率の軽減他
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ等

4 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し(評価方法の見直し等)
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 住民税の超過課税の見直し
- (4) 法定外目的税の見直し

5 その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告
(地方税の電子申告とのシステム連携の検討等)

<個別法令・通達関係>

I. 法令関係

1 法人税関係

- ① 無形減価償却資産(ソフトウェア)の期間短縮
- ② 引当金の損金算入の見直し(退職・賞与引当金)
- ③ 電話加入権の損金算入の見直し
- ④ 耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置の創設
- ⑤ 法人税の延納の復活及び利子税率の軽減
- ⑥ 申告書の提出期限の延長(3か月以内に)

2 所得税関係

- ① 土地・建物等の損益通算(譲渡損失の損益通算等)
- ② 不動産所得の負債利子の損益通算の復活
- ③ 医療費控除限度額引き上げ(限度額を300万円に)
- ④ 源泉納付の見直し(納付期限の延長)

3 相続税・贈与税関係

- ① 保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ
- ② 相続財産からの控除の新設(遺言執行費用等)
- ③ 被相続人の保証債務の弁済
- ④ 贈与税の配偶者控除額の引き上げ(3,000万円に)

4 消費税関係

- ① 消費税の確定申告書の提出期限の延長
- ② 消費税の届出書の提出期限の延長

5 印紙税の廃止

6 地方税関係

- ① 固定資産税の減免等
- ② 法人事業税の見直し
- ③ 個人住民税の特別徴収の見直し(特別徴収事務簡素化等)
- ④ 欠損金繰戻し還付制度の創設・延納制度の新設

II. 通達関係

1 法人税関係

- ① 修繕費の認定範囲の見直し等
- ② 借地権の地代認定基準の見直し

2 相続税関係

- ① 取引相場のない株式の評価の見直し等

合同納税表彰式

毎年11月の「税を考える週間」行事に開催されている恒例の合同納税表彰式が、11月15日(木)、ジオ・ワールドビップにおいて、多数のご来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

三条税務署長表彰者(敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰状が授与されました。

公益社団法人 三条法人会
理事 渡辺 徹 シンワ測定(株)
理事 中條 耕太郎 (株)ナカジョウ



★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」(順不同敬称略)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

- 三条地区会 (株)三条特殊鋳工所 金川 麻子
- (株)コロナ 高橋 昭人
- (株)コロナ 成田 悠紀
- (株)コロナ 嶋川 悠
- (株)三條機械製作所 小林 大樹
- マルソー(株) 相田 健
- (株)野崎忠五郎商店 土田 靖子
- (株)野崎忠五郎商店 小林佳代子
- 見附地区会 (株)星野工務店 渡部 真夕
- (株)里 味 近藤 亜紀
- (株)里 味 土田 萌



税に関する作文コンクール(公益社団法人三条法人会長賞)(敬称略)

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している、「税に関する作文コンクール」の中学生の部優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

又、全応募者に参加賞として法人会より、マーカーペン1,300本と税の小冊子1,300冊を贈呈した。

中学生の部 三条市立 第四中学校 3年 玉木 冠
題名 「あったらいいな、こんな税」



日商3級簿記(複式簿記)講座の開催

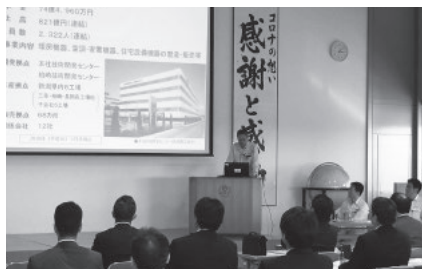


8月28日から10月23日までの16日間、三条商工会議所において、毎年度実施している日商簿記3級講座を開催した。松崎武税理士事務所の松崎孝史先生を講師に迎え、午後6時30分から9時までの夜間の長期講座であったが今年は、19名が受講し日商簿記検定試験3級合格を目指した。

初日の8月28日午後6時30分から開校式を行い、講師の松崎さんからはこの講習を受講されたからには是非最終的に日商簿記の3級を取っていただきたいと激励のメッセージを送り講義に入った。10月23日の最終日には、出席率70%以上の18名に対し法人会より終了証書が交付された。

青年部会の活動

三条・燕西蒲青年部会合同視察研修会の開催



恒例となっている、三条・燕西蒲青年部会の合同の研修会が、本年度は、三条法人会青年部会の主管で平成30年10月25日(木)開催した。第一部は、暖房機器、空調・家電機器等の製造・販売の(株)コロナ様の工場見学を実施し、東証一部上場企業の厳しい品質管理の状況と会社経営の考え方をお聴きすることができ大変有意義な工場見学会となった。第二部は会場を「饒心亭お、乃」に移し懇親交流会を開催した。

租税教室の開催



栄北小学校 (三条市)



新潟小学校 (見附市)

三条法人会青年部会では、租税教室の開催にも積極的に取り組んでいます。管内小学校で開催される租税教室の講師として部会員を派遣しており、今年度は保内小学校、一ノ木戸小学校、嵐南小学校、新潟小学校、加茂小学校、栄北小学校、長沢小学校、田上小学校の8校で実施した。講師は青年部会の正副副会長・役員が持ち回りで担当し、DVD等を活用し45分間の講義を行ったが、それぞれが工夫を凝らした説明で、大変好評だった。管内の租税教室実施全小学校にマーカーペン、税の小冊子、絵ハガキコンクールティッシュペーパーを各1,400個配付した。

女性部会の活動

「セミナー&やさしい税金教室」の開催



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催している。本年度は、11月30日(金)に「饒心亭お、乃」で開催しました。



第1部は、officeSHIMADU代表「島津悟」氏をお迎えし、「相続・事業承継への準備と心構え」と題して講演をいただいた。スムーズな事業承継への留意点について具体的な事例を交えわかりやすく説明を受け大変有意義な講演会となった。第2部は、三条税務署の永吉義幸統括官より「国税査察制度について」と題し講和をいただいた。その後、宇佐田税務署長様を交え座談会を開催し大変意義ある意見交換ができました。



タオルの寄贈



地域社会貢献活動の一環として実施しているタオルの寄贈について、今年度は12月19日、加茂市社会福祉協議会にタオル1,500本を持参、事務局に手渡した。加茂市内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。

企業訪問

角利産業株式会社



【会社の概要】

- 社名 角利産業株式会社
- 代表者 加藤 將 利
- 住所 〒955-0823 新潟県三条市東本成寺 3-3
電話 0256-34-6111 FAX 0256-34-7193
- 資本金 4,200万円
- 従業員数 59名
- 事業内容 DIY用品、アウトドア用品、防災用品の卸売
- E-mail info@kakuri.co.jp
- URL <http://www.kakuri.co.jp/>

1946年1月、金物のまちとして全国的に名を知られる三条市にて、初代社長 故加藤重利が「加藤重利商店」を創業。本職大工の厳しい目に適う精度の高い道具作りを目指し、角利の信頼される製品づくりの礎を築きました。

角利という社名には「営業努力」と「品質向上」の二つの意味が含まれています。

- ・角は四角い升を表し、その中を利益でみたしていこうという「営業努力」。
- ・鋭い切れ味の角(刃先)を持つ利器工匠具を生み出していこうという「品質向上」。

製品の品質をより高め、関わりをいただくすべての方々の利益を考えて、たゆまぬ努力を続けていく姿勢を表しています。

「日曜大工も楽し！」のキャッチフレーズで発売した「角利の大工道具セット」は、戦後の荒廃した家屋の修復用七つ道具として、我々が考え出した最初のオリジナル商品です。百貨店・一般小売店はじめ官公庁の職域販売など、一般ユーザー向けの新たなマーケットも開拓。以来「日曜大工」はその言葉と共に急速に普及し、その時代背景の中、1959年、1963年、1981年と三度にわたり郵政省お年玉年賀はがき賞品に採用される榮譽も得ました。



大工道具からスタートした当社ですが、世の中の変化と共に取り扱い商品も拡大。お客様のニーズや社会の変化に素早く対応し、様々な販路開拓にも力を注ぎできました。

2016年には創業70周年を迎えると共に、加藤將利が3代目社長に就任。100年企業を目指し新たなステージへと歩みを進めています。

また、昨年6月には三条税務署より優良申告法人として表敬状を授与されました。実直に経営を続けてきたことを評価いただき、大変名誉な事と感じています。

今後も税法を始めコンプライアンスを徹底し、地元貢献できる企業として社会的責任を果たすため、社員一丸となって社業に邁進するとともに、お取引先様におかれましてはより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

生きる ~ 健康法・趣味 ~



『四股』

株式会社 マルコー

代表取締役 小 泉 勝 様

三条法人会内の三条・加茂・見附・田上・栄・下田地区で新潟県相撲連盟に所属する団体は見附市相撲協会と、下田相撲連盟のみとなってしまいました。先輩の話を伺うとかつては地区内、或いは各旧市町村内でも多くの奉納相撲(花相撲、まつり相撲)が立ち、各地で村相撲も盛んだったと伺っています。私は現在見附市相撲協会に所属し見附相撲教室で週一回小中学生を相手に稽古をつけていますが、そんな中で相撲の四股について少しお話しをしたいと思います。相撲の稽古の中で四股は稽古前のウォーミングアップや稽古後のクールダウンにも用いられながら、足腰を鍛錬する相撲の基本中の基本として相撲には欠かせないものです。四股には股関節のストレッチ効果もあるとされながら、普段あまり使わない内転筋と呼ばれる太もの内側の筋肉やお尻の筋肉・体幹を効率よく鍛えることができヒップアップや、腰痛予防にも効果が期待できるといわれています。実際に四股を踏んだ後の筋肉痛では、お尻の筋肉に一番効き目があることを感じるすることができます。見附相撲教室では保護者のお母さんたちも子供たちと一緒に四股を踏んでいます。皆さんも足腰のストレッチと鍛錬にぜひお試しください。片足での四股が難しい方には、四股スクワット、相撲スクワットなどもおすすめいたします。シコササイズとかシコアサイズなどとも称して、書籍やインターネットでの情報も豊富ですので一度ご覧ください。

編集後記

2019年の新春を迎え謹んでお喜び申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から総務広報委員会にご協力いただき誠に有難うございます。

今年の冬は、暖冬と言われ昨年の12月中旬まで暖かい日が続きましたが、年の暮れからの突然の寒波に身体がついていけず震えています。皆様方には体調を崩さないよう十分に気を付けていただきたいと思います。

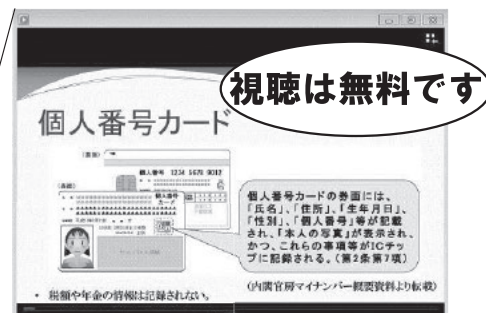
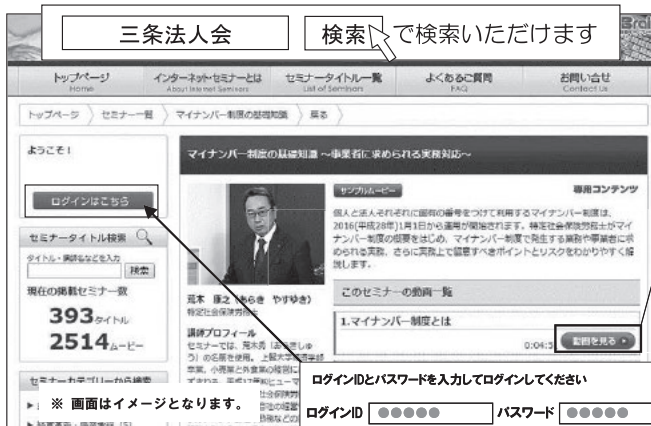
さて今年も、年号が変わり元年としてのスタートとなります。身も心も新たに心機一転、総務広報委員長として三条法人会が円滑に事業活動が出来るよう細心の注意を払っていきたく思います。これからも会員の皆様からご指導ご鞭撻をいただきながら頑張って職務を全うしたいと思いますので宜しくお願い致します。

(総務広報委員長 長岡信治)

公益社団法人 三条法人会よりインターネットセミナーのご案内

三条法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>



会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID:hj1009 パスワード:6350

消費税
の

2019年10月1日

軽減税率制度

が実施されます!

事業者の皆様

準備はお済みですか?

軽減税率
対策補助金
があります

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」のホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/>



軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください

<http://kzt-hojo.jp/>



平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日以後適用する 消費税率等に関する経過措置

平成 30 年 10 月
国 税 庁

平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日 (以下「31 年施行日」といいます。) から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日前後の消費税率等の適用について

31 年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに 31 年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物 (以下「課税仕入れ等」といいます。) に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10% (軽減対象資産の譲渡等については、8%) の税率 (以下「新税率」といいます。) が適用され、平成 26 年 4 月 1 日から 31 年施行日の前日 (平成 31 年 (2019 年) 9 月 30 日) までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率 (8%) が適用されることとなります。

したがって、31 年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31 年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31 年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率 (8%) が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率 (8%) が適用される 31 年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。
例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率 (10%) により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係		
<p>① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	<p>26年施行日 (H26.4.1)</p>	<p>31年施行日 (H31.10.1)</p>	<p>対価受領 ■ 入場等 ▲</p>
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	<p>継続供給 ▲</p>		<p>H31.10.31 権利確定 ■</p>
<p>③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	<p>26年指定日 (H25.10.1)</p>	<p>31年指定日 (H31.4.1)</p>	<p>契約 ● 譲渡等 ▲</p>
<p>④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	<p>契約 ●</p>	<p>貸付け ▲</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	<p>契約 ●</p>	<p>指定役務 ▲</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p>契約 ●</p>	<p>対価受領 ■</p>	<p>定期供給 ▲▲</p>
<p>⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p>指定発売日 ■</p>		<p>譲渡 ▲</p>
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p>条件提示 ■</p>	<p>31年指定日 (H31.4.1) 申込 ■</p>	<p>譲渡 ▲</p>
<p>⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	<p>26年指定日 (H25.10.1) 契約 ●</p>	<p>介護サービス ▲</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	<p>対価受領 ■</p>		<p>再商品化等 ▲</p>

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手順が (2019 年) より便利になります

1 今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな… 来年も税務署に行くのが大変だなあ

2 **マイナンバーカード方式!** マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!

ええ そうなんだ!

3 でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…

4 **ID・パスワード方式!** そういふ方も大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!

知らなかったよ!

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の 2 つ!



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID (利用者識別番号) を取得している方も e-Tax の ID・パスワード (暗証番号) が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

用意するものは、次の 2 つ!

ID・パスワード方式に対応した

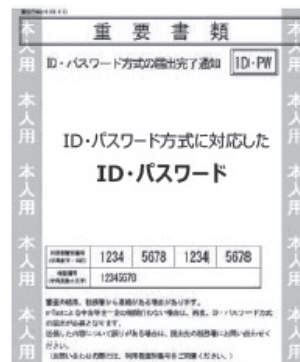


- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

平成 31 年(2019 年) 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます

平成31年(2019年)1月から いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了!
(ICカードリーダーライター不要)
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要!
(自宅で保管する必要があります)
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!

印刷も要らなくなるんだね。



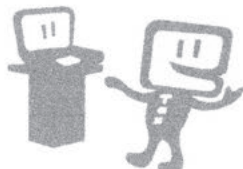
※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年(2019年)1月からマイナンバーカードとICカードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年(2019年)1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)

～三条税務署からのお知らせ～

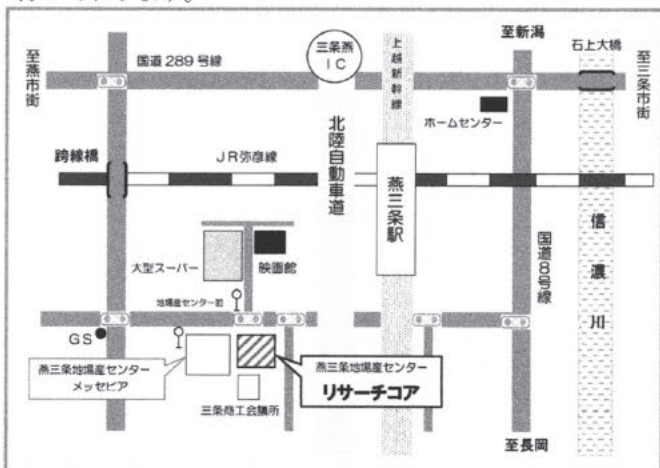
燕三条地場産センター「リサーチコア」に 確定申告会場を開設します！



- 開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜日は開設しておりません。)
- 受付時間 午前9時～午後4時
※会場の混雑状況により早めに受付を締め切る場合があります
- 場 所 リサーチコア6階 研修室1、2、3
三条市須頃1丁目17番地(下図参照)

三条税務署庁舎では、申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

※ 上記期間中、三条税務署庁舎では、作成済確定申告書の提出の受付及び確定申告書用紙の配付のみ行っております。



- 交通機関のご案内
- 電車 燕三条駅
(燕口より徒歩5分)
 - バス 越後交通バス
「地場産センター前」下車
 - 車 施設内駐車場370台

復興特別所得税が課税されます

平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

公的年金を受給されている方へ

平成 23 年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
- この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- この場合であっても、確定申告の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※リサーチコア会場に関するお問い合わせは、三条税務署(電話 0256-32-6211 自動音声案内)へおたずねください。



法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

地震災害のリスクをガード

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

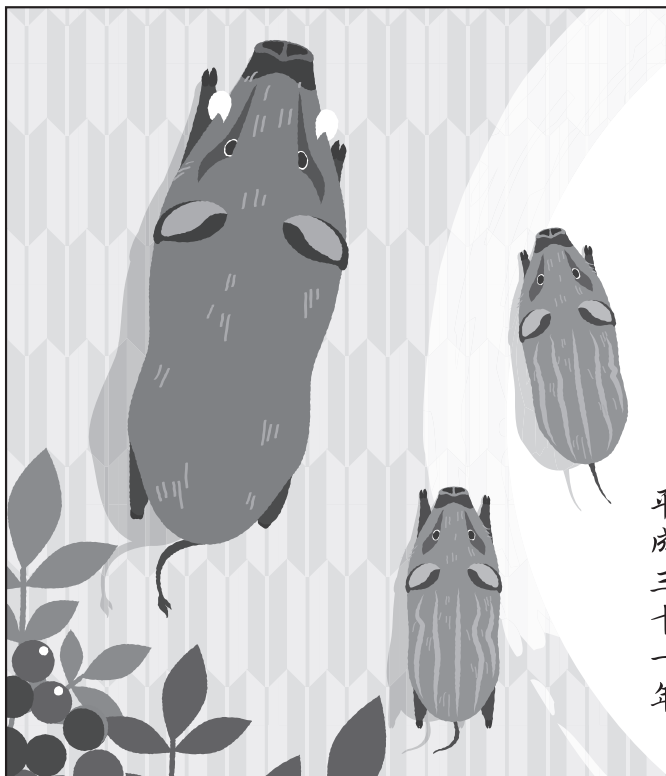
お問い合わせ先

新潟支店

〒951-8068
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル6 階
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256
(受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます

平成三十一年

謹賀新年

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

新潟支社 三条営業所/
新潟県三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045

 **AIG損害保険株式会社**

新潟支店/
新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル6F)
TEL 025-223-6231